



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表  
(局長 新田 峰雄)  
令和4年8月5日

【照会先】  
熊本労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 柴田 一成  
賃金室長補佐 竹森栄見子  
(電話) 096-355-3202

## 令和4年度熊本県最低賃金の改正答申について

—熊本地方最低賃金審議会答申—

熊本地方最低賃金審議会（会長 高峰 武 熊本学園大学特命教授）は、本年7月7日（木）熊本労働局長（新田 峰雄）から「熊本県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、熊本県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年8月5日（金）に結論を取りまとめ、同日熊本労働局長に対し「時間額 853円」とする旨の答申を行いました。

この「時間額 853円」は、現行の熊本県最低賃金（時間額821円）を「 32円 」上げるものとなっています。熊本地方最低賃金審議会においては、去る8月2日中央最低賃金審議会から示された目安（熊本県の場合 30円 引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものです。今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、熊本県最低賃金が改正されることとなります。

## 熊本県の最低賃金額の推移

年度	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)
17	609	2	0.33
18	612	3	0.49
19	620	8	1.31
20	628	8	1.29
21	630	2	0.32
22	643	13	2.06
23	647	4	0.62
24	653	6	0.93
25	664	11	1.68
26	677	13	1.96
27	694	17	2.51
28	715	21	3.03
29	737	22	3.08
30	762	25	3.39
元	790	28	3.67
2	793	3	0.38
3	821	28	3.53
4	853	32	3.90